

令和3年度 こどものへや保育園重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人紀心会
所 在 地	和歌山県田辺市明洋二丁目23番38号
電 話 番 号	0739-25-2126
代表者氏名	理事長 牛田 宜男

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	こどものへや保育園
施 設 の 所 在 地	和歌山県田辺市明洋二丁目23番38号
連 絡 先	電話・Fax 0739-26-3322 Mail kishinkai@ares.eonet.ne.jp
管 理 者	園長 牛田 紀美子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 55名 満1歳以上満3歳未満の児童 29名 満1歳未満の児童 6名
開 設 年 月 日	平成24年7月1日
事 業 所 番 号	

3. 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	園舎敷地 754.88 m ² 駐車場 629.4 m ² 合計 1,384.28 m ²
	園庭	228 m ²
園舎	構造	鉄骨造陸屋根2階建
	延べ面積	1階 247.16 m ² 2階 190.70 m ² 合計 437.86 m ²

設備	全保育室空調完備、ピアノ、人形、ままごとセット、絵本、ブロック、積み木、三輪車、クライミングウォール、砂場セット、知育遊具、モンテッソーリー教具、マット、すべり台、砂場、鉄棒、プール、雲梯
----	--

(2) 主な設備

区 分	室 数	面 積	備 考
0歳児室	1	49.20 m ²	1階
1・2歳児室	1	73.63 m ²	1階
3・4歳児室	1	85.48 m ²	2階
5歳児室	1	59.51 m ²	2階
事務職員室・医務室	1	14.48 m ²	1階
医務室	1	3.35 m ²	1階事務所内
厨房	1	33.39 m ²	1階
1階内部トイレ	1	14.96 m ²	1階
1階多目的トイレ	1	5.68 m ²	1階
1階外部トイレ	1	2.22 m ²	1階
2階内部トイレ	1	15.50 m ²	2階
その他		80.46 m ²	
合 計		437.86 m ²	
摘 要	便所の 状況	1階 大便所 6箇所 うち大人用2箇所 小便所 4箇所 うち大人用1箇所 2階 大便所 5箇所 うち大人用1箇所 小便所 5箇所 うち大人用0箇所	

5. 職員の配置状況（令和2年4月1日）

職 種	員数	備考
園 長	1	
主任保育士	1	
副主任保育士	4	
リーダー保育士	5	
保 育 士	10	常勤換算人数 8名
教 諭		
調 理 員	2	
事 務 員	1	

※ 当園では、上記のとおり「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	勤務時間帯（8:30～17:30）
主任保育士	勤務時間帯（8:30～17:30）
保育士、教諭	勤務時間帯（7:00～16:00） 勤務時間帯（7:30～16:30）

	勤務時間帯（8:00～17:00） 勤務時間帯（8:30～17:30） 勤務時間帯（9:00～18:00） 勤務時間帯（9:30～18:30） 勤務時間帯（10:00～19:00）
調理員	勤務時間帯（8:30～17:30）
事務員	非常勤

※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、祝祭日及び3月の最終土曜日は休園となります。

7. 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきます。

8. 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、別紙1のとおりとします。

9. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において保育を提供します。

(2) 英語教育

2歳～5歳児を対象として実施します。

(3) 水泳教育

5歳児を対象としてスイミングスクールで受講します。

(4) 送迎

原則的には、保護者により送迎していただきます。都合によりバス送迎を希望する場合には、送迎を必要とする時間帯その他の条件を勘案して当園との協議のうえで保護者ごとに個別に実施決定します

(5) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時30分頃	
1歳児	10時頃	11時頃	15時30分頃	
2歳児	10時頃	11時15分頃	15時30分頃	
3歳児		11時15分頃	15時30分頃	
4歳児		11時15分頃	15時30分頃	
5歳児		11時15分頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

前項の保育料のほか、**別紙2**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人玉置医院
医 院 長 名	玉置 信彦
所 在 地	田辺市芳養松原 1-13-8
電 話 番 号	0739-22-2372

(2) 眼科

医療機関の名称	よしい眼科
医 院 長 名	吉 井 稔 章
所 在 地	田辺市上ノ山一丁目 14 番 34 号
電 話 番 号	0739-33-7080

(3) 歯科

医療機関の名称	住吉歯科医院
医 院 長 名	住吉 増彦
所 在 地	和歌山県田辺市神島台 13-15
電 話 番 号	0739-25-6090

13. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に速やかに連絡を行います。

14. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・窓口担当者 牛田紀美子、山田早希子 ・ご利用時間 8時30分～17時30分 Tel 0739-25-2126 Fax 0739-26-3322 Mail kishinkai@ares.eonet.ne.jp 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	小森淳平、中谷 聡、楠本員久

※ 当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 児童1人あたりの共済掛金は年額375円（うち、保護者負担240円）
保険の内容	保育所の管理下における児童の負傷、疾病、障害又は死亡に対して医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給があります。
保険金額（補償限度額）	負傷・疾病 医療費用が5,000円以上である負傷に対して療養費用の40%が給付。 障害 負傷・疾病が治癒した後に残った障害(1級～14級)に対して3,770万円～41万円が給付。 死亡 事件及び疾病に起因する死亡に対して2,800万円～1,400万円が給付。

※詳しくは、別紙を御参照ください。

17. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18. その他

この説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途、当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

また育児に関する悩み事や子育て支援に関する相談がある場合は、お気軽に主任保育士にご相談下さい

当園と保護者との個別決定事項

別紙 1

1. 利用する曜日（○を記入する）（※注）

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜

2. 利用する時間

□ 時 □ 分 から □ 時 □ 分 まで
ただし、最終登園時間は午前9時30分までとします。

<備考>（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入してください）

（※注）ここで設定した時間に基づき月々の利用者負担額（月額保育料）が決まります。また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合がありますのでご了承ください。

3. その他契約事項（必要箇所に記入）

通園バスによる送迎の要否 （ 不要 ・ 必要 ）

利用者負担金

別紙 2

1. 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
保護者会費	保護者同士の親睦及び情報交換、保育園行事への協力を通じて保育所と家庭が力を合わせて児童の育成にあたるため保護者会の組織及び運営を行う。	月額 500 円
2号認定児(3～5歳児)の主食費	特定保育の施設型給付費に含まれず、保護者負担とされている主食の提供を保育園が代行する。	月額 800 円
2号認定児(3～5歳児)の副食費	特定保育の施設型給付費に含まれず、保護者負担とされている副食の提供を保育園が代行する。	月額 4,500 円
日本赤十字振興センター災害共済負担金	保育所の管理下における児童の負傷、疾病、障害又は死亡に対して医療費、障害見舞金、死亡見舞金の請求が行えるよう、法律にもとづき加入する。	年額 240 円

2. 該当者（利用者）のみ対象となるもの

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額	
延長保育料	標準時間保育 降園時間 18:30～19:00	100 円	
	短時間保育	登園時間 7:30～ 8:00	100 円
		登園時間 7:00～ 7:30	200 円
		降園時間 17:00～17:30	100 円
		降園時間 17:30～18:00	200 円
		降園時間 18:00～18:30	300 円
		降園時間 18:30～19:00	400 円
登園時、降園時それぞれに延長保育料を徴収する。			
アルバム代	児童の成長を記録するアルバムの製作費	月額 300 円	
絵本代	個別配布する一括購入の絵本代	月額 400 円 (金額変動あり)	
英語講師費用 (2～5歳児対象)	外国人講師の英語による保育費	3歳児～ 月額 700 円 2歳児 月額 350 円 (金額変動あり)	
スイミングスクール受講費 (5歳児対象)	スイミングスクールでの水泳教室受講費	月額 6,250 円 (金額変動あり)	
お別れ遠足費用 (4、5歳対象)	交通費、入園料その他雑費	2,700 円 (金額変動あり)	
インフルエンザ予防接種	予防接種費用	3,000 円(2回)	
送迎バス費	バスによる送迎費用	片道利用 2,000 円 往復利用 3,000 円 兄弟往復利用 5,000 円	

重要事項説明について

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：こどものへや保育園
説明者氏名：園長 牛田紀美子

重要事項同意書

私は、本書面に基づいてこどものへや保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

2019年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

⑩

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

貴園への入園にあたり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

記

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育所等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

こどものへや保育園
園長 牛田 紀美子 様

令和 3年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

㊞

児童から見た続柄：

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人紀心会こどものへや保育園

当園では在園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、園長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。平成 31 年 1 月 1 日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 3,770 万円～82 万円 〔通園中の災害の場合 1,885 万円～41 万円〕
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円〔通園中の場合 1,400 万円〕
	突 然 死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800 万円〔通園中の場合 1,400 万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400 万円〔通園中の場合も同額〕

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所の児童に係る災害については、医療費の給付は行いません。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を抜粋したものです。

(きりとり)

同 意 書

社会福祉法人紀心会 殿

こどものへや保育園

組 児童氏名

貴法人が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記児童が加入することに同意します。

平成 年 月 日

保護者又は後見人氏名

㊟